

公立大学法人秋田県立大学定款（抜粋）

第2章 役員及び役員会

第1節 役員

（理事長の任命等）

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、第17条第1項に規定する経営協議会（以下「経営協議会」という。）を構成する者のうち副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者2人及び法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者2人並びに第19条第1項に規定する教育研究協議会（以下「教育研究協議会」という。）を構成する者の中から選出された者4人をもって構成する。

5 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、学長選考会議を主宰する。

7 前三項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

（任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程により定める。

2 副理事長又は理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とする。